動物検疫のご案内

海外で肉製品のお土産を買う前に、
ペットを連れて海外旅行する前に、

このパンフレットを必ずお読みください!

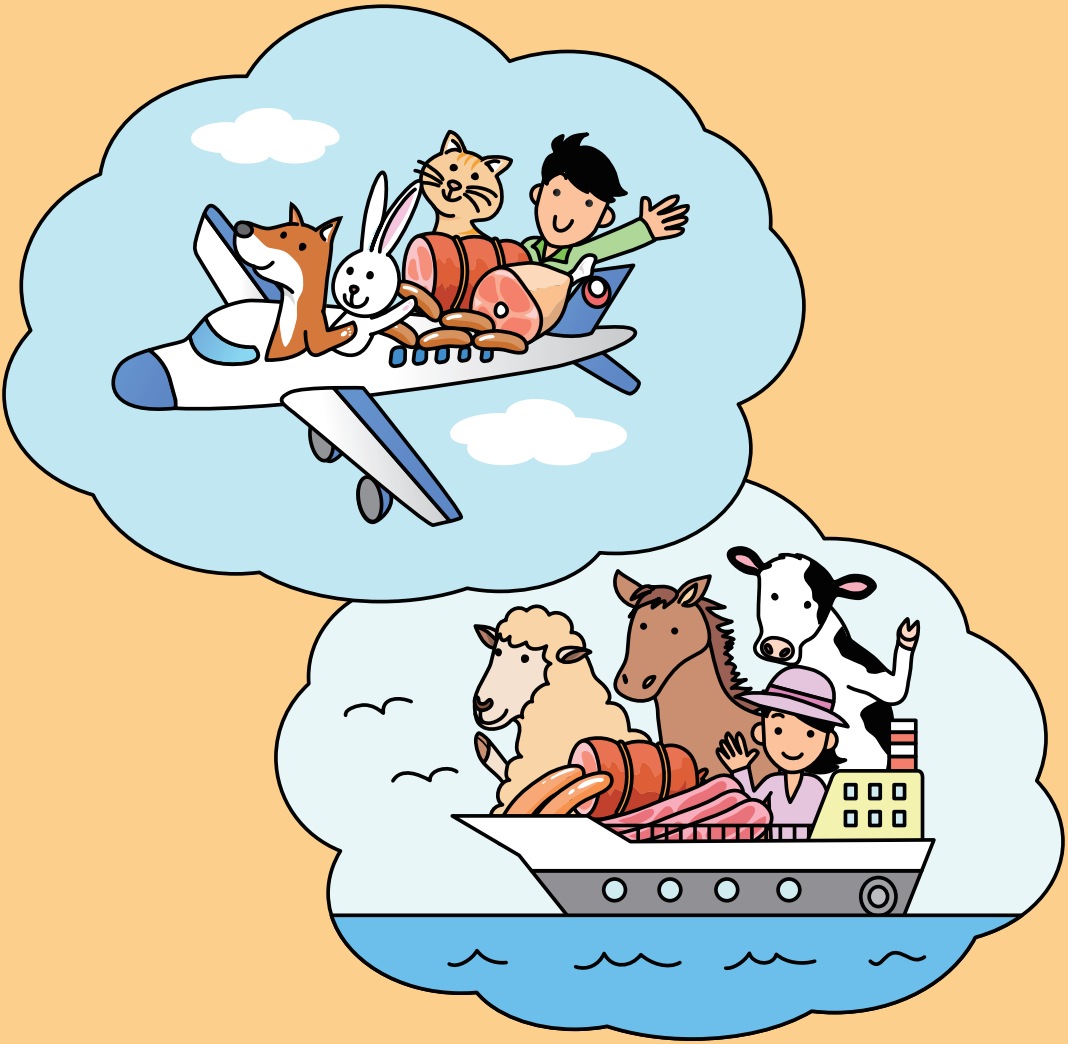

農林水産省
MAFF

【動物検疫が必要な動物&畜産物】

動物の伝染病が日本に持ち込まれると、日本の畜産や公衆衛生に大きな被害をもたらす可能性があります。

そのため、以下の犬や猫などの動物や肉製品などの畜産物を国内に持ち込む前に必ず動物検疫の検査を受けなければなりません。

以下の各法律の規定に違反して、動物や畜産物を検査を受けずに国内に持ち込んだ場合、罰則が適用されることがあります。

関係する法律	対象となる動物の伝染病	動物	畜産物
家畜伝染病予防法	口蹄疫、牛疫、伝達性海綿状脳症、豚コレラなど	**牛、豚、羊、やぎ、しかなどの偶蹄類動物**（ひづめが偶数に割れている動物）	・肉、臓器、骨、角、皮、毛、卵、生乳、糞など ・ハム、ソーセージ、ベーコン ・上記を含んだ加工品
	アフリカ馬疫、鼻疽など	**馬、ろばなどの馬科動物**	
	鳥インフルエンザ 家きんコレラ ニューカッスル病など	**家きん　（にわとり、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥、かも目の鳥類（あひる・がちょうなど））**	
	野兎病など	**うさぎ**	
	腐蛆病など	**蜜蜂**	
	レプトスピラ症	**犬**	
狂犬病予防法	狂犬病	**犬、猫、あらいぐま、きつね、スカンク**	
感染症法[注1]	エボラ出血熱、マールブルグ病	**サル**	

注1）　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

- これらの動物及び畜産物を輸入できる空港・港は指定されています。
- 穀物のわら及び飼料用の乾草、家畜の伝染病の病原体も検疫の対象となります。

詳しくは最寄りの動物検疫所にお尋ねください。

【輸入】

輸入畜産物

輸入おみやげ

畜　産　物

●輸入禁止品を国内に持ち込んではいけません!

肉、ハム、ソーセージなどは、法律でほとんどの国から日本への持ち込みが禁止されています。（詳しくは折り込み表をご覧ください。）。

●輸入禁止品以外を国内に持ち込む場合は検査証明書が必要です!

輸入禁止品以外のものでも、輸出国政府機関が発行する検査証明書を取得しないと日本に持ち込めません。また、免税店でお買い求めになったものでも別途検査証明書の取得が必要です。（詳しくは折り込み表をご覧ください。）。

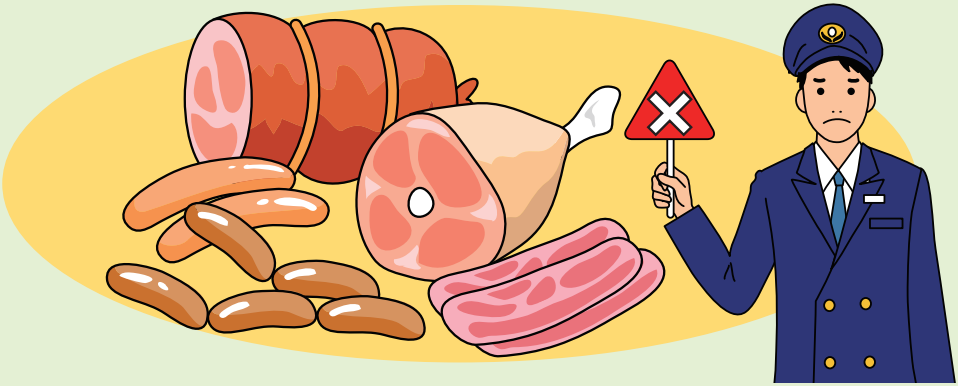

★輸入検査手続きの流れ★

①入国審査を終え、荷物を受け取ったら、税関手続きの前に動物検疫カウンターにお越しください。
②検査官が畜産物及び輸出国政府機関発行の検査証明書を確認します。
③問題がなければそのままお持ち帰りいただけます。

検査の結果不合格となったもの及び動物検疫の検査前に開封したものは、日本に持ち込むことはできません。

動　　物

犬・猫の場合

●以下の内容が確認できる輸出国政府機関が発行する検査証明書の取得が必要!

＜指定地域[注1]からの場合＞

注1）**指定地域**…狂犬病の発生がない地域として農林水産大臣が指定した地域（平成28年9月現在）
アイスランド、オーストラリア、ニュージーランド、フィジー諸島、ハワイ、グアム

①マイクロチップによる個体識別がなされていること
②指定地域に 180 日間又は出生以来飼われていたこと
　又は日本を出発して以降指定地域のみで飼われていたこと
③指定地域において過去 2 年間狂犬病の発生がないこと
④出発直前の検査で狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと（犬の場合はレプトスピラ症についての健康証明も必要）

＜指定地域[注1]以外からの場合＞

①マイクロチップによる個体識別がなされていること
②マイクロチップ装着後、狂犬病ワクチン（不活化又は組換え型）を2回以上接種していること
（1回目の接種は、少なくとも生後91日目以降であること）
（2回目以降の接種間隔は、前回の接種日の30日目以降で有効免疫期間内であること）
③2回のワクチン接種後、日本が指定する検査施設での狂犬病の抗体検査の結果、抗体価が血清 1mlあたり 0.5IU以上であること
④日本到着日は、③の検査のための採血日から180日以上（2年以内）経過していること（日本到着までにワクチンの有効免疫期間を越えてしまう場合は、有効免疫期間内にワクチンの追加接種がなされていること）
⑤出発直前の検査で狂犬病にかかっていない又はかかっている疑いがないこと（犬の場合はレプトスピラ症についての健康証明も必要）

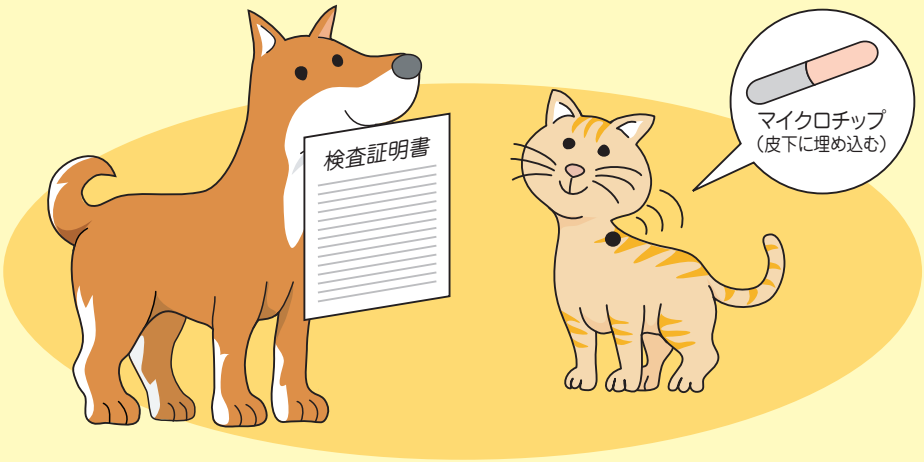

★輸入検査手続きの流れ★

①日本到着の40日前までに到着予定港・空港を管轄する動物検疫所に届け出る。
②動物検疫所から交付された届出受理書を受け取り、現地を出発する際に携行する。
③輸出国政府機関発行の検査証明書を取得する（P.3）。
④日本到着後、入国審査を終え、ペットを受け取ったら、税関手続きの前に動物検疫カウンターにお越しください。
⑤輸入検査申請書をご記入いただき、検査官が届出受理書、輸出国政府機関発行の検査証明書及びマイクロチップの確認等の輸入検査を行い、問題がなければ12時間以内に解放。

書類等に不備がある場合は、動物検疫所の施設で最長180日間の係留検査が必要となります。
犬については検査証明書がない場合は日本に持ち込むことができません。

動　　物

うさぎの場合

●伝染病にかかっていないことを証明した輸出国政府機関が発行する検査証明書の取得が必要！

★輸入検査手続きの流れ★

①日本到着後、入国審査を終え、うさぎを受け取ったら、税関手続きの前に動物検疫カウンターにお越しください。
②動物検疫所の施設にて１日間の係留検査を行います。（到着日と解放日を加えて合計３日間必要となります。）
③問題がなければ３日目に解放。

検査証明書がない場合は日本に持ち込むことができません。

水産動物

●農林水産大臣の輸入許可が必要なものがあります。

○対象水産動物（全ての成長段階が対象です）
金魚などのふな属魚類、こい、さけ科魚類、まだい、くるまえび、てながえび、あきあみ、あわび、ほたてがい等

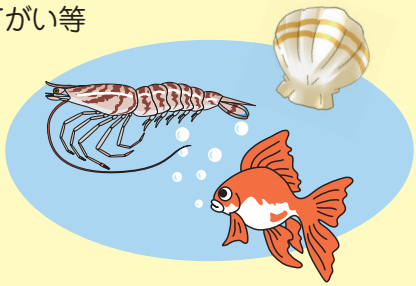

※生きているもののうち、食用であっても対象となる場合があります。
※養殖用の餌等にする、生きていないものも対象です。
詳しくは動物検疫所ホームページをご覧ください。

【輸出】

輸出畜産物　輸出おみやげ　輸出犬猫

動物や畜産物を日本から持ち出す場合も輸入時と同様に空港又は港にある動物検疫所での検査が必要です。

まずは在京の大使館等に輸出先の受け入れ条件を確認の上、動物検疫所にご相談ください。

*犬、猫については、再び日本に帰国予定がある場合、日本で所定の手続きを行うことにより、帰国時の係留期間が短縮されます。
*うさぎについては、持ち込み日、係留検査1日そして出発日の合わせて３日間必要です。
*輸出検疫証明書（シール形式）が添付されている肉製品を、携帯品（おみやげ）として持っていくことができる国があります。

【検疫探知犬】

動物検疫の検査を受けずにお肉などの畜産物を国内に持ち込んでしまう人がいます。

検疫探知犬は、これらの畜産物を介して動物の伝染病が国内に持ち込まれないよう、手荷物受取所で皆さんの荷物をチェックします。

どうぞご協力ください。

動物検疫所 検疫探知犬
Quarantine Detector Dog ANIMAL QUARANTINE SERVICE ®

動物や畜産物を日本に持ち込んだ場合、まずはこちらへ申告

牛・豚・羊・やぎ・しか・馬・にわとり・うずら・きじ・だちょう・ほろほろ鳥・七面鳥・かも目の鳥類・うさぎ・犬・みつばち及びこれらの肉等の畜産物、猫、あらいぐま、きつね、スカンク、サル、穀物のわら、飼料用の乾草、一部の水産動物 → **農林水産省 動物検疫所**

届出：上記以外の生きた陸生ほ乳類及び鳥類、げっ歯目・うさぎ目ナキウサギ科の動物の死体 → **厚生労働省 検疫所**

イタチアナグマ・コウモリ・タヌキ・ハクビシン・プレーリードッグ・ヤワゲネズミ → **輸入禁止**

動物検疫に関するお問い合わせ先

横浜本所	☎045-751-5921
（畜産物検疫課）	☎045-201-9478
北海道出張所	☎0123-24-6080
（小樽分室）	☎0134-33-2460
（胆振分室）	☎0145-28-3724
仙台空港出張所	☎022-383-2302
川崎出張所	☎044-287-7412
新潟空港出張所	☎025-275-4565
静岡出張所	☎0548-29-2440
成田支所	
（旅具検疫第1課:第1ターミナル）	☎0476-32-6664
（旅具検疫第2課:第2ターミナル）	☎0476-34-2342
（旅具検疫第3課:第3ターミナル）	☎0476-34-4260
（動物検疫第1課）	☎0476-32-6651
（動物検疫第2課）	☎0476-32-6658
（貨物検査課）	☎0476-32-6655
羽田空港支所	☎03-5757-9752
（貨物合庁）	☎03-5757-9755
東京出張所	☎03-3529-3021
（千葉分室）	☎047-432-7241
中部空港支所	☎0569-38-8577
（貨物合庁）	☎0569-38-8579
小松出張所	☎0761-24-1407
名古屋出張所	☎052-651-0334
関西空港支所	☎072-455-1956
（貨物合庁）	☎072-455-1958
小松島出張所	☎0885-32-2422
（高松空港分室）	☎087-879-4654
神戸支所	☎078-222-8990
大阪出張所	☎06-6575-3466
岡山空港出張所	☎086-294-4737
広島空港出張所	☎0848-86-8118
門司支所	☎093-321-1116
博多出張所	☎092-262-5285
福岡空港出張所	☎092-477-0080
長崎空港出張所	☎0957-54-4505
鹿児島空港出張所	☎0995-43-9061
沖縄支所	☎098-861-4370
那覇空港出張所	☎098-857-4468

動物検疫所ホームページ　http://www.maff.go.jp/aqs

平成28年9月作成